

監査報告書

平成26年5月26日

社会福祉法人愛篤福祉会
理事長 遠藤 節子 様

監事 大谷武彦 

監事 石井マサ子 

監査報告書の提出について

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人愛篤福祉会定款第11条並びに監事監査規程に基づき、別紙の通り監査報告書を提出いたします。

以上

参考

【社会福祉法第40条】 (監事の職務)

- 第40条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- 1 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 2 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
 - 3 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。
 - 4 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 5 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

【定款第11条】 (監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告を作成し、理事会及びいわき市長に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

監査報告書

私たち監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31までの平成25年度の事業年度について、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人愛篤福社会の財産の状況について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、以下の各施設における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討いたしました。

障害福祉サービス事業所 工房阿列布 及び 同 おりーぶファクトリー
障害福祉サービス 相談支援事業所おりーぶ

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記の監査の方法のほか、必要に応じて理事等に対し報告を求め詳細に調査致しました。

2. 監査の結果

- (1)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2)貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3)事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4)理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成 26 年 5 月 26 日

社会福祉法人愛篤福社会

監事 大谷武彦 

監事 石井マサ子 

記載上の留意事項

- (注1) 「1. 監査の方法の概要」においては、実際に行った監査の方法を記載する。また、当該事業年度における特別の監査事項がある場合には、特にその監査の方法を記載すべきである。
- (注2) 法人に重大な事故又は損害、重大な係争事件など法人の状況に関する重要な事実がある場合には、事業活動報告書などの記載を確認のうえ、監査報告書に記載すべきかを検討し、必要あると認めた場合には記載するものとする。
- (注3) 「2. 監査の結果」(3)の理由の記載については社会福祉法人会計基準がその記載を要求するものであるが、文言上は「みだりに」変更していなければよいとされている。この点については、「みだりに」は単に変更頻度をいうものではなく、変更事由の正当性を含めた概念であるとの整理を行った上で記載例を示している。
- (注4) 「2. 監査の結果」の(5)は、(1)～(4)以外の社会福祉法第40条に関する監査結果を包括的に実施した結果を述べるものであるが、これには理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関する監査意見が含まれている。
- (注5) 署名は特に自署である必要はないが、監査の信頼性確保のためにも、望ましい姿として自署することを示している。

(「社会福祉法人監事監査の手引き」東社協刊より転載)